

福祉課からのお知らせ

重度心身障害者には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

■対象となる人／
①身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方

②療育手帳Aをお持ちの方

③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

④国民年金法施行令別表1程度の障害をお持ちの方

■有効期間／
平成19年7月1日から平成20年6月30日まで

■助成の条件／
一定の所得基準を超えない方。(所得基準については福祉課にお問い合わせください。)

対象になると思われる方は申請をしてください。

なお、すでに受給している

方には更新書類を送っておりますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、老人保健法適用受給者証(65歳以上の方)をすでにお持ちの方については、更新手続きをする必要はありません。

■手続きに必要なもの／

印鑑、健康保険証、対象になる要件を証明できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

■問い合わせ／

福祉課 ☎ 77-5505

6月は児童手当「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

■提出期限／6月29日(金)まで

■現況届に必要なもの／

健康保険被保険者証の写し

(厚生年金加入者の場合)、所得証明(1月2日時点で周防大島町に住居登録していない

かった場合)、印鑑、通帳等の

振込先口座番号が分かる書類

(郵便局は不可)

■受給資格／

小学校第6学年修了前の児童を養育している人で、前年の所得が一定額未満の方に、児童手当が支給されます。

■児童手当の額／

現に養育している児童で、1人目および2人目の児童は月額5千円(ただし、3歳未満の児童は一律月額1万円)、3人目以降の児童は月額1万円が支給されます。

■手続き／

福祉課または各総合支所および各出張所

※児童手当の制度が拡充されました。

平成19年4月分より、3歳未満の児童に対する児童手当が一律月額1万円となりました。なお、現在受給中の方は、この改正による手続きを行う必要はありません。

■問い合わせ／

福祉課 ☎ 77-5505

周防大島猟区設定について(お願い)

本町の猟区は、大島猟区・久賀猟区・橘猟区・東和猟区と4つの猟区が設定されていますが、今年10月31日をもって東和猟区の存続期間(10年間)が満了します。この度の東和猟区の存続期間満了に併せ、4つの猟区を1つとし、周防大島猟区の設定を予定しています。

猟区の役割としては、入猟者を規制・管理し、町民の安全性を確保することや、狩猟鳥獣による農作物への被害の防止、また、これら鳥獣の繁殖調整効果があります。

もし猟区を設定しない場合、町の入猟規制はなくなり、毎年狩猟期間の11月1日から翌年3月15日までの全ての日に随時入猟が可能となります。入猟規制がなくなると、特にみかん農家の多い本町では狩猟時期と農繁期とが重なることとなり、町民にとっては不安な状況となることが予想されます。

つきましては猟区を設定するにあたり、町民の皆さまの同意を必要としますので、6月15日以降に各行政連絡員さんを通じて同意書を回覧します。趣旨をご理解のうえ、同意くださいますようお願いいたします。

■問い合わせ／農林課 ☎ 79-1002

町自治会連合会 役員決まる

5月8日、今年度第1回の町自治会連合会が開催されました。町連合会は、各地区代表3名の計12名で構成され、町行政との連携や町づくりに対する提言・要望などを行います。

今年度の役員はつぎのとおりです。(敬称略)

- ・ 会長 行田茂美(東和地区会長)
- ・ 副会長 山崎紀幸(橘地区会長)
- ・ 監事 岡村博臣(久賀地区会長)
- ・ 監事 青木忠義(大島地区会長)